

規約改正のポイント

改正の狙い

全体として不明瞭な点、状況に合っていない点を解消したい。同時にわかりやすく整理する。

改正ポイント① 役員の再任規定（第9条）

- 10年以上役員をすると、メンバーの固定化、次世代が育たない等の問題が起こるので、役職にかかわらず5期10年を超えて役員を務めることはできないこととする。
- 異なる役職ならば連続する2期4年を超えて務めても良い。
- ◆ 同一の役職の再任は連続する2期4年まで。
 - 例：副会長－副会長－会長－会長－監事
 - × 例：副会長－副会長－会長－会長－監事－監事（6期12年）
 - × 例：副会長－副会長－会長－会長－（休み）－監事－監事（6期12年）
 - 例：副会長－副会長－会長
 - × 例：会長－会長－会長（同一の役職を3期6年）
- ◆ 同一の役職を1期以上間を開けて3期6年務めることができる。
 - 例：副会長－副会長－会長－副会長－会長
 - 例：副会長－副会長－会長－（休み）－会長－会長
 - × 例：会長－会長－副会長－会長－会長（会長を4期8年、こんな院政イヤだ…）

改正ポイント② 電磁的方法（第12条）

- 電磁的方法を取ることができると明確にする。
- メールやウェブサイトを通じた総会の議事への参加を保障。
- 委任状をポストに投函しなくてよくなる。
- 総会会場にいなくても参加できる（事前に議案が公開されていることが前提、緊急動議への参加は難しい）。

改正ポイント③ 評議員候補の選出（第15条）

- ブロック毎に1名から全体で9名以内とする文言に修正。評議員候補の選出に関する詳細は第3項により総会で定める「評議員候補選出に関する規定」で柔軟に決めることが可能。

改正ポイント④ より開かれた民主的な組織に（第22条ほか）

- 連絡組織として必要な情報の通知の方法の明確化する（第22条）。
- 役員・評議員候補の選出方法について総会で定める。